第7章 成年後見制度の利用促進

1 燕市における高齢者の成年後見の現状と課題

(1) これまでの主な取り組み

地域包括支援センターにおいて、権利擁護相談窓口を設置し、認知症高齢者等の権利 擁護相談を実施しています。

本市では、親族による成年後見の申立が困難である人を対象に、市長による審判の請求を行うとともに鑑定費用など必要な費用及び後見人報酬の助成をしています。

(2) 燕市における高齢者の状況

本市の総人口は減少し続けている一方で、高齢者人口、後期高齢者人口ともに増加し続けています。

今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者のほか、身寄りのない高齢者や虐待を 受ける高齢者も増加することが予想され、成年後見制度への需要が増大すると見込まれ ます。

(3) 成年後見制度の利用状況

本市における成年後見制度の利用状況をみると、令和元(2019)年度の利用者数は高齢者と障がい者を合わせて 168 人です。

成年後見制度の利用者数の人口比は新潟県平均とほぼ同様の 0.21%で、申し立て件数は微増傾向にあります。

(4) 成年後見人を受任可能な専門職の状況

親族以外の成年後見は、主に専門職が選任されますが、受任可能な弁護士、司法書士、 社会福祉士の数は、本市のみで 18 人、近隣地域*で合わせても 64 人となっています。 そのため、後見人の育成・支援が必要です。

■成年後見人を受任可能な専門職の状況

区分	弁護士	司法書士	社会福祉士	合計
近隣地域(人)	4	18	42	64
本市のみ(人)	1	7	10	18

令和2年8月燕市実施「成年後見人を受任可能な専門職数の調査」より

^{*}近隣地域とは:新潟市西蒲区、三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村を含む地域

(5) アンケート調査等の結果

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

令和元(2019)年12月時点において、市内在住で要介護認定を受けていない65歳以上の市民から無作為抽出した方を対象に、健康状態や日常生活の状況、福祉サービス等の利用状況、利用意向等について回答していただきました。

本調査における成年後見制度に関するアンケートの回答結果は次のとおりです。

●成年後見制度の認知度

「知っている」と「少し知っている」を合わせると 32.9%となっています。一方で「まったく知らない」が 30.4%となっています。



●成年後見制度の利用意向

「わからない」が 58.3%と最も高くなっています。「利用したい」は 17.9%、「利用したくない」は 16.4%となっています。



燕市における成年後見制度に関する実態把握調査

調査目的

地域における成年後見制度の利用ニーズなどの実態を把握するため。

調査内容

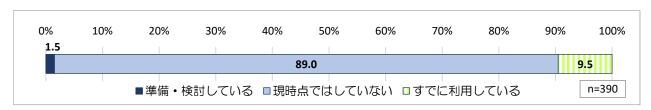
- ●調 査 月:令和2年5月(調査基準日:令和2年4月1日)
- ●調査対象事業所: 燕市内で高齢または障がい福祉サービス事業を実施している次 の 62 事業所
 - 地域包括支援センター4 か所
 - 居宅介護支援事業所18 か所
 - 介護保険サービス事業者(ケアマネジャー必置の事業所)……35 か所
 - 障がい者相談事業所5 か所

- ●調査対象者:調査対象事業所で支援する燕市在住者または出身者で、後見類型が 想定される次の要件のいずれかに該当する方
 - 主治医意見書上で認知症日常生活自立度がIVまたはMの高齢者
 - ・療育手帳 A を所持する 20 歳以上の知的障害者
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する 20 歳以上の精神障害者

本調査における成年後見制度に関するアンケートの回答結果は次のとおりです。

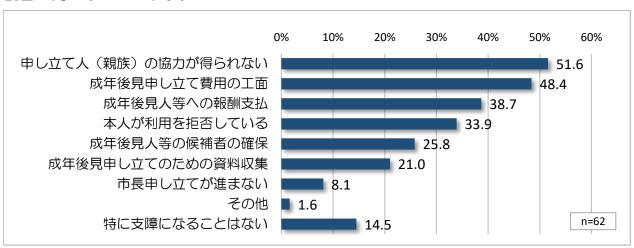
●成年後見制度の申し立ての準備・検討状況

調査対象者 390 人のうち、「準備・検討をしている」のは全体の 1.5%、6 人にとどまりました(うち認知症高齢者 4 人、知的障がい者 2 人)。大多数は「現時点ではしていない」状況ですが、「すでに利用している」人も 9.5%(37 人)となっています。



成年後見制度の申し立てを行ううえで支障になると思われること(複数回答)

「燕市における成年後見制度に関する実態把握調査」に協力していただいた 62 事業 所が、成年後見制度の申し立てに向けて準備・検討を進めるうえで支障になると思うことは、「申し立て人(親族)の協力が得られない」が 51.6%と最も高くなっています。次いで「成年後見申し立て費用の工面」、「成年後見人等への報酬支払」と資金面の課題の割合が高くなっています。



(6) 燕市の課題

燕市の高齢者の状況やアンケート調査等の現状把握により、成年後見制度の利用を促進するためには、次の課題を解決していくことが必要です。

1. 成年後見制度の認知度の低さ

福祉に関するアンケート調査結果から、認知症高齢者ご本人またはそのご家族に成年後見制度が浸透していない実態がうかがえます。

また、本市の人口と比較して成年後見制度の利用者の数は少なく、これは制度の認知 度の低さも一因となっていると考えます。

このことを踏まえ、市民や関係機関に対し、成年後見制度を周知し、啓発していく必要があると考えます。

2. 包括的な体制やネットワークの未整備

国の基本計画では、「本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の 運用を行うため、本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と 後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必 要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応 等の支援に参画する仕組みを整備する」こと、および、「全国どの地域においても必要な 人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネット ワーク構築を図る」ことが求められています。

本市においては、包括的な体制やネットワークは未整備であり、これらを計画的かつ 段階的に構築していく必要があると考えます。

3. 専門的な支援ができる後見人の不足

燕市における成年後見制度に関する実態把握調査の結果から、成年後見制度申し立ての支障となっている理由の一つは、「申し立て人(親族)の協力が得られない」ことだとうかがえます。

本市における高齢者人口は年々増加傾向にあり、単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯も 増加しています。遠方に居住する親族等が成年後見を受任することは困難なためだと考 えます。

このような方の成年後見は複雑な事情を抱えることも多く、より専門的な支援が必要ですが、これに対応できる専門職の数は市内・近隣地域ともに十分とは言えません。

成年後見制度の利用を促進するためには、複雑・多様化するニーズに対応ができる専門性の高い後見人を増やしていく必要があると考えます。

2 施策の展開

(1) 成年後見制度の周知および啓発の強化

市民一人ひとりが制度を正しく理解することにより、必要な人が適切に制度を利用することにつながっていくことから、折に触れて周知・啓発に取り組みます。

また、成年後見制度を通して、人権についての意識の醸成を図るため、広報やパンフ レットなどを活用して周知・啓発を実施します。

[目標]

指標項目	現状	目標
担保块日	令和元年度	令和 5 年度
① 広報誌等への掲載(回)	-	1
② 市民への周知チラシの配布(回)	_	1

(2) 地域連携ネットワークの構築に向けた調整

判断能力が十分でないことにより財産の管理や日常生活等に支障がある人達に対し、地域ケア会議やすでに弁護士等の専門職と連携している社会福祉協議会の福祉後見・権利擁護センター運営委員会など今ある社会資源を有効に活用しながら、「地域連携ネットワーク」構築を図ります。

また、成年後見制度の利用を開始した後においても、成年後見人等からの相談に専門的に助言し、必要に応じてチーム*1の編成を支援する等、成年後見人等への活動支援の体制づくりの検討を進めます。

[目標]

指標項目	現状	目標
旧标块口	令和元年度	令和 5 年度
① 包括的な相談支援体制の機能強化に向けた研修会等の開催(回)	-	2
② 中核機関*2のあり方等に係る協議の回数(回)	_	2

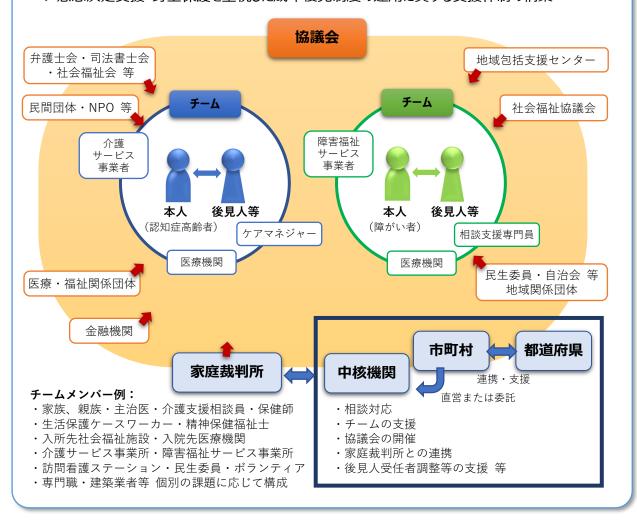
^{*1:}チームとは:協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行うしくみです。

^{*2:}中核機関とは:権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関であり、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担うものです。

●地域連携ネットワークのイメージ●

地域連携ネットワークの役割

- ▶権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ▶早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ▶意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築



(3)後見人等の育成・支援

成年後見を受任できる方を増やしていくため、将来的には親族後見人や市民後見人を育成していく必要はあるものの、認知症高齢者等の複雑・多様化するニーズに対応していくため、後見人との連携強化に努めます。

[目標]

指標項目	現状	目標
泪惊块口	令和元年度	令和 5 年度
① 中核機関のあり方等に係る協議の回数(再掲)(回)	_	2
② 後見人の支援策等に関する協議の回数(回)	_	2

(4) 助成制度の在り方の検討

今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者のほか、身寄りのない高齢者や虐待を 受ける高齢者も増加することが予想されることから、成年後見制度への需要が増大する と見込まれます。

認知症などにより、財産管理や福祉サービスの利用などを自分で行うことが困難で、 判断能力が十分でない高齢者などを援助する「成年後見制度」については、上位計画で ある燕市地域福祉計画と整合性を図り、地域の関係機関と連携し、制度の普及促進や利 用促進を図ります。

生活困窮により成年後見の申立費用が捻出困難である人を対象に、必要な費用の助成について検討をしていきます。

[現状]

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
市長申立て 件数	目標(件)	6	8	10
	実績(件)	3	1	2
	計画比(%)	50.0	12.5	20.0
後見人報酬の 助成件数	目標(件)	8	9	10
	実績(件)	10	15	24
	計画比(%)	125.0	166.7	240.0

[目標]

区分	令和3年度	令和4年度	令和 5 年度
市長申立て件数(件)	3	3	3
後見人報酬の助成件数(件)	15	18	21